

電子署名及び認証業務に関する法律に係る
認定認証業務の調査手数料（料金積算表）

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

電子署名・認証センター

※平成 26 年 4 月 1 日以降に発行する請求書より適用

目 次

1. 調査手数料の種類	1
2. 調査手数料の構成と計算方法	1
2.1 調査手数料の構成	1
2.2 調査手数料の計算方法	1
2.3 追加調査料の計算方法	3
2.4 調査手数料の減額措置	4
別表1 業務等調査単位料金表	6
別表2 設備等調査単位料金表	9
別表3 サンプルング調査料の計算方法	11

「電子署名及び認証業務に関する法律」(以下、「電子署名法」という。)に基づき、指定調査機関である一般財団法人日本情報経済社会推進協会が特定認証事業者(以下、「事業者」という。)の認定に関する調査を行う際に、事業者に請求する手数料(以下、「調査手数料」という。)について、以下のとおり定める。

1. 調査手数料の種類

調査の種類に応じて、以下の調査手数料を設定する。

- (A) 新規調査料：新規認定にかかる調査(以下、「新規調査」という。)時
- (B) 更新調査料(1回目)：1回目の認定の更新にかかる調査(以下、「更新調査」という。)時
- (C) 更新調査料(2回目以降)：2回目以降の更新調査時
- (D) 変更調査料：変更の認定にかかる調査(以下、「変更調査」という。)時

2. 調査手数料の構成と計算方法

2.1 調査手数料の構成

調査手数料は、以下の9項目で構成される。

- (1) 基本料： 調査業務の受付、報告の実施及び各種の事務処理に係る経費
- (2) 業務等調査料： 認証業務における利用者の真偽確認及び業務運用等に係る調査経費
- (3) 設備等調査料： 認証業務の用に供する施設及び設備等に係る調査経費
- (4) サンプル調査料： 更新調査対象期間中の発行済み及び失効済み電子証明書のサンプル調査に係る経費(更新調査時のみ)
- (5) 追加調査料： 実地調査期間の延長や再調査等が発生した場合の経費
- (6) その他の経費： 資料の郵送費又は会議室の借料など当該調査に要する経費
- (7) 一般管理費： (1)～(6)の合計に10%を掛けて算出
- (8) 消費税及び地方消費税： (1)～(7)の合計に消費税率及び地方消費税率を掛けて算出
- (9) 旅費交通費： 調査員の旅費交通費

2.2 調査手数料の計算方法

調査手数料は、上記項目(1)～(9)について、それぞれ表1「調査手数料の計算表」に基づき算出し、その合計を事業者に請求する。

表1 調査手数料の計算表

手数料金額単位：円

種類 内訳	(A) 新規調査料	(B) 更新調査料 (1回目)	(C) 更新調査料 (2回目以降)	(D) 変更調査料
(1)基本料	630,000	471,000	375,000	318,000
(2)業務等調査料	別表1「業務等調査単位料金表」の該当する調査項目ごとに、単位料金と単位数を積算し、それらを合計した金額			
(3)設備等調査料	別表2「設備等調査単位料金表」の該当する調査項目ごとに、単位料金と単位数を積算し、それらを合計した金額			
(4)サンプリング調査料	別表3「サンプリング調査料の計算方法」に基づき発行済み及び失効済み電子証明書のそれぞれのサンプリング調査の単位数と単位料金を積算し、それらを合計した金額			
(5)追加調査料	実地調査期間の延長や再調査等が発生した場合は、2.3「追加調査料の計算方法」に基づく追加調査料を別途加算			
(6)その他の経費	その他、調査実施に必要な実費①～④の税抜き額の合計 ①調査時に使用した調査資料の返却にかかる費用（郵送費等） ②調査の実施に必要な会議室の借料（指定調査機関が手配した場合） ③当該調査のために別途必要な物品（特別なソフトウェアなど）の購入費 ④その他、調査業務の実施に要した経費			
(7)一般管理費	(1)から(6)の合計の10%			
(8)消費税及び地方消費税	(1)から(7)の合計に消費税率及び地方消費税率を掛けた額			
(9)旅費交通費	調査員の旅費交通費（当協会旅費規程による実費相当額）			

※注1 当該業務の調査に別業務の調査を同時に実施する場合は、調査手数料の減額措置の対象となる可能性がある。詳細は、2.4「調査手数料の減額措置」参照。

※注2 調査申請後に調査項目の変更がある場合は、申請時から追加された調査項目に対応する「(2)業務等調査料」又は「(3)設備等調査料」を追加して請求する。申請時からの調査項目の減少による調査手数料の減額はない。

※注3 調査申請後に申請が取り下げられた場合は、取り下げ時期までの調査に要した費用を算出し、請求する。具体的な金額は、事業者と指定調査機関で調整の上、確定する。

2.3 追加調査料の計算方法

当該調査の実施中に、以下の状況が発生した場合は、「(5)追加調査料」として、該当する調査料を加算して請求する。

①延長調査料

実地調査において、事業者側の事情により指定調査機関と事業者側で合意していた当初の調査日程内に調査が完了できず、実地調査の日程を延長する必要がある場合は、調査項目にかかわらず、調査員1人ごとに以下の料金を「①延長調査料」として、調査手数料に加算する。

- ・延長調査料A(追加日程1日当たりの延長時間が5時間未満の場合) 22,200円
- ・延長調査料B(追加日程1日当たりの延長時間が5時間以上の場合) 55,500円

②再調査料

当該調査の実施中に、当該調査を申請している事業者と協議の上、再調査が必要となった場合は、再調査となった調査項目ごとの単位数と単位数の積算額を追加調査料金として、調査手数料に加算する。ただし、再調査が当該調査項目の実地調査のみの場合は、単位数の半額と単位数の積算額を加算する。ただし、再調査が、事業者側の事情により、当初の調査日程内に実施できず、調査を延長する場合の「②再調査料」は、再調査項目如何にかかわらず「①延長調査料」を適用する。

③変更時立会い調査料

変更調査にあたって、当該認証業務の継続性や安全性等の観点から、業務、施設又は設備等の変更の実施に際し、調査員の立会いが必要と認められた場合は、該当する変更の調査項目の立会いに要した時間に応じて「①延長調査料」に準拠し、「③変更時立会い調査料」として、調査手数料に加算する。

なお、変更調査において、「(2)業務等調査料」の「(28) 発行者署名符号更新措置(立会い)」に該当する場合は、本「③変更時立会い調査料」は適用しない。

④遠隔地調査料

当協会から調査実施場所までの移動時間(片道)、又は、調査地点間での移動時間(片道)が5時間以上を要する場合は、「旅費交通費」とは別に、調査員1人ごとに55,500円を「④遠隔地調査料」として、調査手数料に加算する。

2.4 調査手数料の減額措置

複数の認証業務で共用する施設(建物、認証設備室等)、設備(認証業務用設備等)等がある場合に、事業者の同意を得た上で、当該施設、設備等について同時に更新調査、又は変更調査を実施する場合(以下、「同時調査」という。)は、調査手数料の減額措置の対象とする。具体的には、表2「同時調査時に調査手数料の減額措置の対象となる組合せ」の「適用あり」に該当する場合が対象となる。

表2 同時調査時に調査手数料の減額措置の対象となる組合せ

	新規調査	更新調査 (1回目)	更新調査 (2回目以降)	変更調査
新規調査	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし
更新調査 (1回目)	適用なし	適用あり (1回目料金)	適用あり (2回目料金)	適用なし
更新調査 (2回目以降)	適用なし	適用あり (2回目料金)	適用あり (2回目料金)	適用なし
変更調査	適用なし	適用なし	適用なし	適用あり

同時調査による調査手数料の減額措置の内訳は、以下のとおりである。

(1) 基本料

「(1)基本料」については、同時調査による減額はない。

(2) 業務等調査料及び(3) 設備等調査料

「(2)業務等調査料」及び「(3)設備等調査料」の調査手数料は、調査の種類により、以下のとおりとする。

① 更新調査時

「m」個の業務で同時調査を行う場合の共通の調査項目の調査手数料は、以下のとおり逡減計算する。

$$\begin{aligned} & \text{「該当する調査項目の1業務当たりの調査手数料」} \\ & = (\text{単位料金}) \times (\text{単位数}) \times (1 + 0.25(m-1)) / m \end{aligned}$$

なお、更新調査(1回目)と更新調査(2回目以降)が混在する同時調査の場合は、更新調査(2回目以降)における「(2)業務等調査料」と「(3)設備等調査料」の単位料金を適用する。

② 変更調査時

共通の調査項目に対する同時調査を実施する場合の1業務当たりの当該調査項目の調査手数料は、更新調査時と同様に逡減計算する。ただし、変更調査対象のすべてについて、共通に調査が実施できる場合であり、かつ、共通の調査員によって実施され、一回の実地調査によって複数業務に対する実地調査が完了する場合の、「(2)業務等調査料」及び「(3)設備等調査料」は、変更調査対象部分の「(2)業務等調査料」と「(3)設備等調査料」の総額を、業務の数で均等に分割した額とする。分割により、端数が生じた場合は切り捨てる。

(4) サンプル調査料

発行済み及び失効済み電子証明書のサンプル調査は、個別業務ごとに実施するため、同時調査による減額はない。

(5) 追加調査料

「②再調査料」については、同時調査の場合の「(2)業務等調査料」及び「(3)設備等調査料」の計算方法に準じて逡減計算する。「①延長調査料」、「③変更時立会い調査料」及び「④遠隔地調査料」については、同時調査を行う各業務に対してその総額を均等に分割して請求する。分割により、端数が生じた場合は切り捨てる。

(6) その他の経費

認証業務ごとに個別に発生した経費については当該業務の事業者へ請求するが、特別なソフトウェアなどの購入費等の共通で発生した経費についてはその総額を均等に分割して各事業者へ請求する。分割により、端数が生じた場合は切り捨てる。

(7) 一般管理費

「(7) 一般管理費」については、同時調査による減額はない。

(8) 消費税及び地方消費税

「(8) 消費税及び地方消費税」については、同時調査による減額はない。

(9) 旅費交通費

調査対象施設への旅費交通費のうち、共通で発生した経費についてはその総額を均等に分割して各事業者へ請求する。分割により、端数が生じた場合は切り捨てる。

以上

別表1 業務等調査単位料金表

項目 番号	調査項目	対応調査表項番	単位料金(単位:円)				単位に関する考え方
			新規	更新1回 目	更新2 回目以 降	変更	
1	利用申込方法取扱い措置	2101、2102	21,500	12,200	9,600	21,500	利用申込方法(郵送、手交、電気通信等)毎に1単位とする。
	指定外申込取扱い措置	2101、2105	13,000	8,900	7,800	13,000	指定外申込の取扱い方法毎に1単位とする。
2	利用者の真偽確認措置 (住民票の写し他)	2101、2103、 2104、 2201～2207	24,800	16,700	14,100	24,800	指定する真偽確認資料の用途毎(実在、意思、外国人、旧姓、法人、個人事業主、資格等)に1単位とする。
	同(公的個人証明書の扱い)	2101、2103、 2104、2201、 2208	30,700	22,900	22,900	30,700	利用者の真偽確認資料として、公的個人証明書を採用する場合に1単位とする。
	同(既発行電子証明書の扱い)	2101、2103、 2104、2201、 2209	30,700	22,900	22,900	30,700	利用者の真偽確認資料として、既発行電子証明書を採用する場合に1単位とする。
	利用者が署名符号を作成する場合の本人確認措置	2201、220A	24,800	17,000	17,000	24,800	利用者が署名符号を作成する場合に1単位とする。
	疑義の取り扱い措置	2201、220B	23,300	17,800	13,700	23,300	疑義の取り扱い方法が異なる毎に1単位とする。
3	利用者への重要事項説明措置	3111～3113	69,600	45,900	42,900	69,600	重要事項の説明資料と説明方法の1式を1単位とする。
	重要事項説明方法追加措置	3111、3113	34,800	22,900	21,500	34,800	重要事項の説明方法を追加する毎に1単位とする。
4	利用申込書の記載事項確認措置	3211～3213	53,700	41,100	32,900	53,700	電子署名法で制定している利用申込書への4項目の記載内容確認と電子証明書への本名のローマ字記載確認の1式を1単位とする。
	通信を介した電子申込受領措置	3211、3212	9,600	5,900	5,900	9,600	電気通信を利用した申込を採用する場合に1単位とする。
	電子証明書への記載情報追加措置	3211、3212	9,300	5,900	5,900	9,300	電子証明書への基本情報以外の記載情報(外国人通称名、旧姓、資格名、事業所名等)を追加する毎に1単位とする。
	代理人による利用申込み時の真偽確認措置	3211、3213	29,600	18,900	14,100	29,600	代理人による利用申込みを採用する場合に1単位とする。
5	認証事業者による利用者署名符号の生成措置	3301～3304	75,200	61,000	35,200	75,200	認証事業者による利用者署名符号、又はPINの生成・転送・出力方法毎に1単位とする。
	利用者署名符号の交付又は送付措置	3301、3305	19,600	6,300	6,300	19,600	利用者署名符号の交付又は送付方法毎に1単位とする。
	利用者署名符号の受取代理人指定措置	3301、3305	29,600	18,900	14,100	29,600	利用者署名符号の受取を本人以外の代人、又は代理人を指定する場合は、受取の代人、又は代理人の指定方法毎に1単位とする。
	利用者署名符号の受領確認措置	3301、3305	19,600	6,300	6,300	19,600	利用者署名符号の受領確認方法毎に1単位とする。
6	利用者による利用者署名符号の生成措置	3311～3316	120,600	89,600	57,400	120,600	利用者による利用者署名符号の生成における利用者識別符号の生成・出力等管理方法毎に1単位とする。
7	電子証明書の規格・形式等措置	3401～3413	75,500	60,300	54,000	75,500	発行する電子証明書の規格・形式が異なる毎に1単位とする。 なお、利用者署名符号を利用者が作成する場合は1単位を加算する。
8	発行者が電子署名する電子証明書の電子署名方式措置	3421～3422	22,200	12,200	9,600	22,200	発行者が電子署名する電子証明書のハッシュ長、アルゴリズム等が異なる毎に1単位とする。
9	誤認防止措置	3511～3513	56,200	42,200	35,500	56,200	発行者署名検証符号が異なる毎に1単位とする。 なお、発行者電子証明書、リンク証明書のフィンガープリントの公開状況の確認に交通機関の利用が別途必要な場合は1単位を加算する。
10	属性記録取扱い措置	3601～3602	21,500	12,200	9,600	21,500	属性情報が電子署名法の対象外であることの提示方法が異なる毎に1単位とする。
11	署名検証者への情報提供措置	3711～3713	25,900	16,700	14,100	25,900	署名検証者への検証情報提供方法毎に1単位とする。

項目 番号	調査項目	対応調査表項番	単位料金(単位:円)				単位に関する考え方
			新規	更新1回 目	更新2 回目以 降	変更	
12	失効申請取扱い措置 (失効事由、真偽確認、失効登録)	3801～3805	47,000	15,200	13,000	47,000	利用者本人からの郵送による失効受付及び認証局事由を含む真偽確認、失効処理を1単位とする。
	同 (申請方法追加)	3801、3803	9,600	5,900	5,900	9,600	失効申請方法(FAX、手交、メール、電気通信等)を追加する毎に1単位とする。
	同 (失効請求者追加)	3801、3804	9,600	5,900	5,900	9,600	失効請求真偽確認事項(法人、第三者、認証局、電子申請等)を追加する毎に1単位とする。
	失効情報生成措置	3801、3805	19,600	6,300	6,300	19,600	失効情報の生成方法毎に1単位とする。
13	失効情報公開措置	3811～3813	33,700	24,400	17,400	33,700	失効情報の公開方法、公開場所毎に1単位とする。
	失効通知措置	3821～3822	17,000	11,100	8,100	17,000	失効通知方法ごとに1単位とする。
14	CP/CPS及びその公開措置	3901～390D	259,000	126,900	42,200	259,000	CP/CPSの公開方法毎に1単位とする。
15	業務廃止措置	3A01～3A03	5,900	700	700	5,900	廃止手続き方法毎に1単位とする。
16	個人情報開示措置	3B01～3B02	5,900	1,500	1,500	5,900	個人情報の開示方法毎に1単位とする。
17	業務関係規程及びその管理措置	3C01～3C03	68,800	50,700	39,200	68,800	業務関係規定及びその管理方法が異なる(登録局、発行局、ICカード発行局等)毎に1単位とする。
	同 (更新時追加調査)		—	68,800	68,800	—	更新調査時に実地調査場所内において、帳簿書類の保存場所の追加等に係る調査を同時に実施した場合、上記に追加して、本単価を適用する。
	同 (保存場所変更調査)		—	—	—	17,000	変更調査内容が帳簿書類の保存場所一か所の変更、追加のみの場合に、本単価を適用する。
18	責任及び指揮命令系統管理措置	3C11～3C13	31,800	17,000	11,500	31,800	責任及び指揮命令系統の管理方法が異なる(登録局、発行局、ICカード発行局等)毎に1単位とする。
19	業務委託管理措置	3C21～3C23	41,100	15,200	4,100	41,100	業務の外部委託元毎(再委託を含む)に1単位とする。保守並びにシステム支援関連は除く。
20	業務監査等の実施措置	3C31～3C33	38,500	24,100	12,200	38,500	業務監査等の監査対象(登録局、発行局、ICカード発行局、その他委託先等)毎に1単位とする。
21	人員配置等措置	3C41～3C42	33,300	19,200	17,800	33,300	人員配置、管理等が異なる(登録局、発行局、ICカード発行局等)毎に1単位とする。
22	個人情報の取扱いに関する措置	3C51～3C54	44,000	26,600	18,100	44,000	個人情報の取扱い及び管理が異なる(登録局、発行局、ICカード発行局等)毎に1単位とする。
23	帳簿書類の保存措置	3C55～3C56	46,600	26,600	18,100	46,600	帳簿書類(規程類、電子データ、契約書等)の保存場所が異なる(登録局、発行局、ICカード発行局、その他移動に交通機関の利用が必要な保存場所等)毎に1単位とする。
24	危機管理措置	3C61～3C65	45,500	20,000	14,100	45,500	危機管理の方法が異なる(登録局、発行局、ICカード発行局等)毎に1単位とする。
25	認証業務用設備操作管理措置 (認証設備室入退室管理)	3D11～3D23	67,300	54,800	41,100	67,300	認証設備室毎に1単位とする。
	同 (認証業務用設備パスワード管理)	3D31～3D33	20,000	15,900	14,400	20,000	認証業務用設備1台毎に1単位とする。
	同 (認証業務用設備パスワード管理) 2台目以降		3,500	2,400	2,400	3,500	同 2台目以降に本単価を適用する。
26	発行者署名符号生成管理措置	3E11～3E43	109,200	61,400	38,500	109,200	発行者署名符号生成管理措置が異なる毎に1単位とする。
	同 2台目以降		17,000	11,800	7,400	17,000	同 発行者署名符号生成管理装置が2台以上ある場合の2台目以降に本単価を適用する。
27	発行者署名符号更新措置	3E11～3E43	585,700	—	—	585,700	新規調査時に手順を確認する場合に適用する。あるいは、発行者署名符号更新措置について、新たに手順を設定又は変更する場合の変更調査時に適用する。

項目 番号	調査項目	対応調査表項番	単位料金(単位:円)				単位に関する考え方
			新規	更新1回 目	更新2 回目以 降	変更	
28	発行者署名符号更新措置 (立会い:ファインガープリント確定 に係るもののみ)	3511、3513	—	—	—	249,000	発行者署名符号の更新時の立会い に適用する。(ファインガープリント確 定に係るもののみ)
29	保存帳簿書類の保存措置 (発行申込書)	4101～4105	—	28,500	24,100	—	保存場所が異なる(登録局、発行局、 ICカード発行局、その他移動に交通 機関の利用が必要な保存場所等)毎 に1単位とする。
	同(失効申込書)	4201～4203	—	28,500	24,100	—	同上
	同(電子証明書)	4101、4106、 4109	—	4,800	4,800	—	同上
	同(失効情報(CRL/ARLほか))	4201、4204	—	4,800	4,800	—	同上
	同(発行者署名符号、発行者署 名検証符号)	4107～4108	—	37,000	21,100	—	同上
	同(CP/CPS)	4301	—	8,100	5,900	—	同上
	同(規程類、業務体制記録、利用 及び廃棄)	4302、4303、 4407	—	77,300	67,700	—	同上
	同(委託契約)	4304	—	4,400	1,900	—	同上
	同(監査)	4305	—	9,300	4,800	—	同上
	同(システム運用)	4401～4406	—	76,200	57,700	—	システム運用管理体制(登録局、発行 局、ICカード発行局等)毎に1単位と する。
	同(申込書類等の電子保存)	4103、4109、 4201	—	14,300	12,100	—	電子証明書受領書、発行、失効等の 電子申込書類及び保存場所毎に1単 位とする。

なお、本「業務等調査単位料金表」に掲載されていない調査項目が発生した場合は、個別見積もりとする。

単位数の計算方法の補足

(1) 同一調査項目で複数の取扱いを実施している場合

同一調査項目で、利用申込み方法として郵送による方法に加えて、電気通信による方法等複数の取扱いを実施している場合は、当該調査項目の単位は、実施している取扱数となる。同様に、外部委託等を複数の業者に行っている場合は、業務委託管理措置調査や帳簿保存関連等の委託に関連する調査項目の単位は、委託数となる。

(2) 同一機能、性能を有する機器/対象等が複数ある場合

(25)、(26)における、認証業務用設備操作管理措置(認証業務用設備パスワード管理)及び発行者署名符号生成管理装置の2台目以降の取扱いについては、別表2の補足(1)～(2)を確認して下さい。

別表2 設備等調査単位料金表

項目番号	調査項目	対応調査表 項番	単位料金(単位:円)				単位に関する考え方
			新規	更新1回 目	更新2 回目以 降	変更	
1	認証設備室	1111～1147	57,700	40,700	32,600	57,700	入退室の生体認証及び映像記録設備を含む認証業務用設備が設置されている室(発行者署名符号を格納したHSMのクローンを保管している室を含む)毎に1単位とする。
	認証業務用設備	1111～1147	27,800	18,100	14,100	27,800	認証業務の用に供する設備のうち電子証明書の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(登録用端末設備及び利用者識別設備を除く)1台毎に1単位とする。
	同 2台目以降		5,400	3,500	2,800	5,400	同 2台目以降に本単価を適用する。
2	登録用端末室	1151～1153	12,600	8,100	7,000	12,600	登録用端末設備(専ら電子証明書の利用者を登録するために用いられる設備若しくは利用者識別設備(利用者情報識別符号を識別するために用いられる設備))が設置されている室毎に1単位とする。
	登録用端末設備	1151～1153	7,000	5,600	4,400	7,000	登録用端末設備1台毎に1単位とする。
	同 2台目以降		1,300	1,100	700	1,300	同 2台目以降に本単価を適用する。
3	不正アクセス防止措置 (ファイアウォール機能)	1211～1213	25,900	16,300	10,400	25,900	外部接続されている認証業務用設備への不正アクセスを防御するFW(ファイアウォール機能)毎に1単位とする。
	同 (侵入検知機能)	1211、1212、 1214	22,600	14,100	8,900	22,600	外部接続されている認証業務用設備へのネットワークベースの侵入検知機能毎に1単位とする。 なお、監視状況の確認に交通機関の利用が別途必要な場合は1単位を加算する。
4	認証設備間の誤認、盗聴、改変防止措置	1221～1223	47,700	37,400	30,700	47,700	認証業務用設備が2以上の部分から構成されている場合の設備間の誤認、盗聴、改変防止措置(建物が異なる場合、同一室内等)毎に1単位とする。
	同 2台目以降		10,200	7,200	5,900	10,200	同 認証業務用設備2台目以降に本単価を適用する。
5	利用者識別符号等受信措置	1231～1232	47,700	37,400	30,700	47,700	利用者識別符号等受信設備1台毎に1単位とする。
	同 2台目以降		10,200	7,200	5,900	10,200	同 2台目以降に本単価を適用する。
6	認証設備のアクセス管理措置	1311～1314	34,000	25,900	21,500	34,000	認証業務用設備及び認証業務用設備に接続されている登録用端末設備1台毎に1単位とする。
	同 2台目以降		6,500	4,800	3,700	6,500	同 2台目以降に本単価を適用する。
7	利用者識別符号等受信設備のアクセス管理措置	1321～1324	34,000	25,900	21,500	34,000	利用者識別符号等を自動的に受信する設備1台毎に1単位とする。
	同 2台目以降		6,500	4,800	3,700	6,500	同 2台目以降に本単価を適用する。
8	遠隔操作防止措置	1331～1332	18,100	12,600	10,000	18,100	認証業務用設備1台毎に1単位とする。
	同 2台目以降		3,500	2,600	1,700	3,500	同 2台目以降に本単価を適用する。
9	認証設備の所在表示措置	1341～1342	4,800	3,000	3,000	4,800	認証業務用設備(登録用端末設備を含む)を収容する建築物毎に1単位とする。
10	認証設備の動作記録管理措置	1351～1362	24,800	17,000	12,600	24,800	認証業務用設備及び登録用端末設備等で操作者を特定する設備1台毎に1単位とする。更新調査対象期間中に撤去・廃棄した設備も含む。
	同 2台目以降		5,200	3,300	2,400	5,200	同 2台目以降に本単価を適用する。
11	発行者署名符号管理装置措置	1411～1428	82,500	54,000	46,300	82,500	発行者署名符号管理装置が異なる毎に1単位とする。
	同 2台目以降		15,900	10,400	9,100	15,900	同 2台目以降に本単価を適用する。
12	耐震措置	1501～1515	22,200	16,300	11,800	22,200	認証業務用設備を収容する単位毎に1単位とする。
13	水害防止措置	1501、 1521～1525	17,800	10,700	8,500	17,800	措置されている確認場所が異なる場合、認証設備室毎に1単位とする。

項目 番号	調査項目	対応調査表 項番	単位料金(単位:円)				単位に関する考え方
			新規	更新1回 目	更新2 回目以 降	変更	
14	認証設備室の区画措置	1501、 1531～1532	10,400	6,700	4,800	10,400	措置されている確認場所が異なる場合、認証設備室毎に1単位とする。
15	消防設備措置	1501、 1541～1553	10,000	5,600	3,700	10,000	措置されている確認場所が異なる場合、認証設備室毎に1単位とする。
16	停電対策措置	1501、1561	17,400	10,400	8,900	17,400	措置されている確認場所が異なる場合、認証設備室毎に1単位とする。
17	建物の耐震構造措置	1501、 1571～1591	18,500	11,800	8,500	18,500	認証業務用設備を収容する建築物毎に1単位とする。

なお、本「設備等調査単位料金表」に掲載されていない調査項目が発生した場合は、個別見積もりとする。

単位数の計算方法の補足

(1) 同一機能、性能を有する機器／対象等が複数ある場合

用途が同一で、同一の機能、性能を有する設備等が2台以上存在する場合は、2台目以降の設備並びに動作管理記録等については、別表1「業務等調査単位料金表」若しくは別表2「設備等調査単位料金表」の2台目以降の料金を適用する。

なお、該当する設備等が更新調査対象期間中に変更されている場合の新設備で認証業務用設備の1台目については、別表1「業務等調査単位料金表」若しくは別表2「設備等調査単位料金表」の第1回目の更新調査時の1台目の料金を適用する。

(2) 認証業務用設備等にバックアップ設備を設けている場合

① ホットスタンバイ方式の場合

ホットスタンバイ方式の場合は、現用設備と合わせて2単位とする。

② コールドスタンバイ方式の場合

コールドスタンバイ方式の場合は、現用設備と容易に切り替えられる状態で、確認調査が必要である場合は、ホットスタンバイと同様に2単位とするが、単に設備の予備機の状態で確認調査ができないものを含み、確認調査が必要でない場合は、現用設備のみの1単位とする。

③ 遠隔地にバックアップ設備を設けている場合

オンラインで遠隔地に設置されているバックアップ設備が二重化構成の場合は、バックアップ方式如何にかかわらず、現用設備に2単位を加算する。また、シングル構成の場合は、1単位を加算する。

別表3 サンプルング調査料の計算方法

サンプルング調査料は、更新調査の対象期間の年間発行枚数及び年間失効枚数を基に、以下のように計算する。

サンプルング調査料(発行) = ¥11,100円(発行の単位当たりの調査手数料) × 単位数(発行)

サンプルング調査料(失効) = ¥20,700円(失効の単位当たりの調査手数料) × 単位数(失効)

①更新調査(1回目)

発行枚数(枚)	サンプルング数(枚)	単位数(発行)
～30	全数	3
31～100	全数	全数/10
101～	100	10

失効枚数(枚)	サンプルング数(枚)	単位数(失効)
～10	全数	1
11～50	全数	全数/10
51～	50	5

②更新調査(2回目以降)

発行枚数(枚)	サンプルング数(枚)	単位数(発行)
～30	全数	3
31～2000	30	3
2001～4000	35	3.5
4001～6000	40	4
6001～8000	45	4.5
8001～10000	50	5
10001～12000	55	5.5
12001～14000	60	6
14001～16000	65	6.5
16001～18000	70	7
18001～20000	75	7.5
20001～22000	80	8
22001～24000	85	8.5
24001～26000	90	9
26001～28000	95	9.5
28001～	100	10

失効枚数(枚)	サンプルング数(枚)	単位数(失効)
～10	全数	1
11～200	10	1
201～400	13	1.3
401～600	16	1.6
601～800	19	1.9
801～1000	22	2.2
1001～1200	25	2.5
1201～1400	28	2.8
1401～1600	31	3.1
1601～1800	34	3.4
1801～2000	37	3.7
2001～2200	40	4
2201～2400	43	4.3
2401～2600	46	4.6
2601～2800	48	4.8
2801～	50	5

※年間発行枚数及び年間失効枚数は、前回の認定の有効期間が満了する日を含む月の翌月から、データ集計を締めの日を含む月の前月までの1ヶ月平均の発行済み及び失効済み電子証明書の枚数をそれぞれ12倍した枚数とする。